

ふるさと納税制度の制度改正に関する意見書

令和5年10月1日よりふるさと納税制度が改正され、経費率に含める対象経費の拡大や地場産品基準の厳格化がなされました。この改正により、契約の変更や見直しの必要性が生じたり、これまで受け取ることのできた一部の返礼品が対象外となったりと、地方自治体においては、その対応に追われる事態が発生しています。

ふるさと納税寄付金は、厳しい財政状況にある地方自治体にとって重要な財源の一つであり、年度途中での制度改正は、限りある財源を有効に活用するべく推し進めている計画的な行財政運営に多大な影響を及ぼします。

よって、地方自治法第99条の規定に基づき、以下の通り要望いたします。

記

- 1 年度途中での制度改正は、地方自治体の計画的な行財政運営に多大な影響を及ぼし、行政の停滞にもつながりかねないことから、年度単位で改正を行うこと。
- 2 制度を改正する際は、予算編成作業の時期を考慮し、少なくとも半年以上前には地方自治体に通知するとともに、経過措置期間を設け、地方自治体の計画的な行財政運営や返礼品事業者との契約に多大な影響を及ぼさないよう配慮すること。

令和5年12月22日

岐阜県羽島市議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣